

平成22年7月14日
寺尾委員追加提出資料

第38回社会保障審議会医療保険部会

出産育児一時金の現状を踏まえた問題点
産科医療現場への周知が遅れたため、混乱がおき現在も継続している。

具体的には、

- 入金の遅延； 分娩中心の産婦人科医療機関は経営に困窮
30%の産科医療機関が融資を受けなければ経営できない。
国の制度変更によって、本来必要もない、借り入れが発生したからである。
- 医会・学会は周産期医療供給体制の崩壊を懸念している。本日資料の 17P, 18P をみると、22 年 6 月申請件数は国保・社保合計 82109 で 14% 程の分娩に、この直接支払制度が利用されていない。もし、現在の直接支払制度を強行すれば、対応できない分娩機関（特に、正常分娩中心の単科産科診療機関、助産所では対応できず）が発生し、16 万人の産婦さんに影響がでる可能性がある。
- 事務手続の煩雑化； 新たに事務職員を雇い入れなければ対応できない状況
保険証が有効であるか否か、毎月毎月再三再四、確認することが必要。
(未だに解決していない例)
被保険者資格の把握に関して、請求先の国保保険者より半年前まで協会けんぽの被保険者だったので協会けんぽに再請求を要求してきたり、或いは健保組合に請求したところ、半年前までは被保険者だったが加入期間が短いために払えないから国保に再請求を要求したりと、医療機関が行う資格確認について、必要以上に保険者から要求がある。小池晃先生の質問主意書においても、医療機関等の責めに帰すべき事由がなければ、出産育児一時金が支払われることになっており、矛盾している。
- 本制度を採用できない分娩機関では分娩数が減少し、経営に支障をきたしている。
●ここで現在考えている「出産育児一時金」への要望を記載する。
 - ・医会の資料に、22.3.31 医会と学会の連名で厚生労働大臣に対する要望書があります。これを基本と考えておりますが、その中で、出産育児一時金の請求と支給方法の改善をお願いしたい。
 - ・少子化対策と謳うのなら、これらは医療保険の分野で検討するのではなく、「子ども手当」と同様の分野（福祉）での検討もしていただきたい。

以下に問題点の詳細を示す。

1. 現制度の問題点

1－1、法律を改正して施行された制度でないこと。

被保険者には“任意”である制度を、一方の当事者である医療機関に強制できるのか。

1－2、事務手続きが煩雑

以下に示すような細かい手続きが必要となり、事務量膨大となる。

施設によっては事務職員を増員したところもあると聞く。

1－2－1、初診時等において「直接支払制度についての説明」

・制度取扱選択説明。

母子手帳取得時配布シールの恣意的表示（任意制度であることを極小文字にて表現）により、被保険者が先ず躊躇。母子手帳交付時に十分説明されていない。

1－2－2、合意文書の作成（2通：被保険者分および医療機関分）

制度採択如何を問わず作成。制度不参加でも必要等の説明。

しかも保険変更等資格保持確認のため手交は退院時に。

1－2－3、被保険者証の確認（分娩後退院時まで毎回必要）

有資格確認のため退院時まで必須。

最終確認保険者へ請求することになっているが、社保と国保間で取り扱いが統一されておらず、医療機関を巻き込んだ騒動が未だにある。

1－2－4、従来通りの費用の内容を記した領収書（明細書）発行の他に領収書と同内容の専用請求書（同一規格）作成。一枚に3名分。

1－2－5、保険者毎に、夫々仕分けして支払機関への提出。

提出先に配慮必要。

1－2－6、保険者からの入金通知・入金確認作業。

1－3、出産育児一時金の入金遅延

如何なる家庭、会社でも、収入が2ヶ月間途絶えたら、大変なことになることを否定される方はいないと考える。この制度は、医療機関に2ヶ月間の無収入を強いたものである。分娩を中心とした医業を行っている施設では、影響は甚大である。

1－3－1、福祉医療機構の対応の悪さ

国が、参加を求めた制度であるから、無利子・無担保が常識であるが、貸与条件、有利子、有担保等容易に借入できる状況ではなかった。昨年10月以降 何度も条件緩和が実施されたことが、対応の悪さを明確にしている。民間金融機関、医師会系金融機関等から多くが借入したという当会のアンケート結果からも明らかである。

1－3－2、月2回請求、月2回支払。

今年7月から、月2回請求、月2回支払が、二回目は電子請求に限るという条件付きで改正され、施行されるようになった。しかしながら、パソコン導入率が20%程度の状況においては、この改正分が導入されても半分以上の産婦人科医は恩恵を受けず、その効果は少ない。

1－3－3、分娩施設を一件でも減せない。国に潰されるという叫びが。

医会会員の中には、様々な状況の中で医業を遂行している。この制度が導入されようとした時点では一円も借入できない状況にあった施設が存在した。

風評被害とも言える患者数の減少や制度不参加施設差別とも言える施設ネット公開など、経済的・精神的圧力を現在も受けている。

周産期医療の崩壊が呼ばれている現状においては、医会はこのような施設を擁護する。分娩機関の減少は結果的に妊婦さんの負担となることを認識すべきである。

1－3－4、制度参加の全ての医療機関は今も影響を受けている。

制度参加の医療機関は、今も2カ月間の入金遅延による影響を受けている。借入しなくとも、内部留保を取り崩すことによって対応したものであり、施設や機器更新の計画を大きく修正せざるを得ないことになっていることも認識すべきである。